

ハミングヘッズ ソフトウェア エンドユーザー 使用許諾契約書

本契約第I条A項及びB項並びに第IV条A項でそれぞれ定義される本ソフトウェア又は試用版をインストール又は使用する前に、このハミングヘッズ ソフトウェア エンドユーザー使用許諾契約書（以下「本契約」といいます。）を注意してお読み下さい。あなた（以下「お客様」といいます。）が「はい」ボタンをクリックした場合、本ソフトウェア又は試用版をインストールした場合、又は本ソフトウェア又は試用版を使用した場合、本契約に定めるすべての条項に同意したものとみなします。お客様が本契約の条項にご同意頂けない場合には、「はい」のクリック、本ソフトウェア及び試用版のインストール、並びに本ソフトウェア又は試用版の使用を行わないで下さい。お客様が本契約の条項にご同意頂けない場合は、本ソフトウェアをハミングヘッズ株式会社（以下「当社」といいます。）、Shinobi USA, Inc.（以下「Shinobi USA」といいます。）、又はお客様が本ソフトウェア又は試用版をお買い上げその他ご入手頂いた供給者、販売店又は代理店に返却しなければなりません。

本契約は、エンドユーザーとして使用するために本ソフトウェア又は試用版を購入、借り受けその他の方法により入手したお客様と当社との間で締結されます。お客様は、その役員、従業員、外部受託者その他これらに限られない本ソフトウェア又は試用版を使用する全ての者に対して、本契約の条項を遵守させなければなりません。

I. 本ソフトウェア、アップデート/アップグレード

A. 本ソフトウェア

「本ソフトウェア」とは、本項（第I条A項）又は「ハミングヘッズソフトウェア使用許諾証書」その他当社がお客様に提供する正式書類に明記される当社製ソフトウェア及び第I条B項に記す書類を指します。

B. 本ソフトウェア（書類）

第I条A項にいう本ソフトウェアには、ディスク、読み取り専用メモリその他全ての記録メディア上に保存された書類その他本契約に伴い当社が提供する全ての書類を含みます（以下、これらをまとめて「本ソフトウェア」といいます。）。

C. アップデート/アップグレード - 本契約の適用関係

当社が製作した、本ソフトウェアを補完及び/又は代替するアップデート又はアップグレードについて、新たな契約書が添付されていないものに対しては、本契約の条項が適用されるものとします。当社が製作した、新たな契約書が添付されている本ソフトウェアのアップデート又はアップグレードについては、当該添付契約書の条項に従うものとします。本ソフトウェアがアップデート又はアップグレード製品である場合、お客様は、当該アップデート又はアップグレード製品をインストール又は使用することにより、本ソフトウェアの原本であるソフトウェアについて、元の契約に代わり本契約が適用されることに同意するものとします。

II. ライセンスと使用

お客様は、本契約の条項に従い、以下に定義されるライセンス期間において、本ソフトウェア1コピーを対応オペレーティングシステムが搭載されたコンピュータ1台にインストールする、非排他的かつ譲渡不可のライセンス（以下「ライセンス」といいます。）を与えられます。「ライセンス期間」とは、本契約又は「ハミングヘッズソフトウェア使用許諾証書」その他当社がお客様に提供する正式書類に明記される期間（無期限ライセンス又は期限付ライセンス）を指します。お客様は、本ソフトウェアを1コピーインストールする度にライセンスを1つ購入する必要があります。対応オペレーティングシステムが複数稼動するコンピュータを使用する場合、本ソフトウェアをインストールする対応オペレーティングシステムの数だけライセンスを購入する必要があります。お客様は、バックアップの目的に限り、かつ、1個に限り、本ソフトウェアの読み取り可能な形式での複製をすることができ

ます。バックアップには、必ず、本ソフトウェアの著作権、所有権その他の権利に関する全ての通知文書が含まれなければなりません。本ソフトウェアがアップデート又はアップグレード製品である場合には、お客様が本ソフトウェアの原本であるソフトウェアの契約の下で本ソフトウェアの原本であるソフトウェアの正当な使用者である場合に限り、本契約の下で本ソフトウェアを正当に使用することができます。

III. 米国連邦政府関係者のお客様

お客様が米国連邦政府の組織若しくは機関、米国連邦政府の組織若しくは機関の代表、又は米国と何らかの契約を締結した米国の請負人若しくは何次を問わない下請負人（以下「米国連邦政府関係者」といいます。）である場合、本契約の条項に同意又は本ソフトウェアをインストール若しくは使用したときに本ソフトウェアが連邦調達規則（Federal Acquisition Regulation; FAR）が示す「商用」（“Commercial”）ソフトウェアに該当すると米国連邦政府関係者が認めたものとし、本契約の内容に同意し従わなければなりません。本契約の内容がいかなる形でも米国政府の要求を満たさない場合又は米国の法律若しくは規制に従っていない場合、絶対に「はい」をクリックせず、絶対に本ソフトウェアのインストール及び使用を行わないで下さい。米国連邦政府関係者が「はい」をクリックし本契約に同意した、本ソフトウェアをインストールした、又は使用したときは、米国連邦政府関係者は本ソフトウェアの使用について全て本契約の条項に従うものとし、本契約の条項が米国の法律若しくは規制又は米国連邦政府と米国連邦政府関係者との契約と競合する場合には、米国連邦政府関係者は本契約の条項に必ず従わなければなりません。米国連邦政府関係者が本契約の条項の変更を望む場合、当社に連絡をし、双方で協議を行い両者合意の下で変更する必要があります。米国連邦政府の組織若しくは機関、米国連邦政府の組織若しくは機関の代表、又は米国連邦政府と何らかの契約を結んだ米国連邦政府の請負人若しくは何次を問わない下請負人が本契約における根拠なしに本ソフトウェア及び／又はその複製を受け取った場合、以下の文章を必ず添付するものとします：「FAR 52.227-19 及び DFARS 252.227-7013 を含む全ての契約及び／又はライセンス如何にかかわらず、米国連邦政府の組織若しくは機関、米国連邦政府の組織若しくは機関の代表、又は米国連邦政府と何らかの契約を結んだ米国連邦政府の請負人若しくは何次を問わない下請負人の権利は、ハミングヘッズ標準ソフトウェア使用許諾契約書により定められ、ハミングヘッズ株式会社が本ソフトウェアと本ソフトウェアの使用に関する別の使用許諾契約書を作成するまでこれは有効である。」

IV. 試用版 – 試用版ライセンス、制限事項、保証排除、責任制限

A. 試用版ライセンス

本契約に従い、お客様は、以下で定義される試用期間に限り、本ソフトウェアの試用版を対応オペレーティングシステムが搭載されたコンピュータに1コピーに限り使用できる、非排他的かつ譲渡不可のライセンス（以下「試用版ライセンス」といいます。）を当社より受け取ることができます。「試用版」とは、試用期間内での評価目的に限り使用できる本ソフトウェアのバージョンを指し、本ソフトウェアがCD、DVDその他メディア形式で提供される場合には、当該メディア上に「非売品」、「貸出版」、及び／又は「試用版」と記載されているものをいいます。「試用期間」とは、本契約又は「ハミングヘッズ試用版ソフトウェア使用許諾証書」その他当社からお客様に提供される正式書類に明記される期間（お客様が試用版を初インストールした日より30日間又はその他の期間）を指します。試用期間中、当社は第II条（ライセンスと使用）に基づく正規ライセンスを与えるものではありません。お客様が試用期間満了後も試用版の使用の継続を望む場合は、第II条（ライセンスと使用）に基づくライセンスを入手しなければなりません。

B. 試用版の制限事項

明示的に許可される場合を除き、当社の書面による事前同意なくして、お客様は、以下の行為を行う、指示する、又は許可することを行ってはなりません。

- i. 試用版の全体又は一部について、形式を問わず、複製すること
- ii. 試用版の全体又は一部について、具体的方法如何を問わず、修正、改造、改変、分析、リバ

ースエンジニアリング、リバースコンパイル、分解又は逆行分析、及び派生物創作を行うこと

- iii. 第三者に対して、試用版をサブライセンス、有償譲渡、無償譲渡、配布、有償貸与、無償貸与、又はリースすること、及びその他正当でない第三者に試用版を使用させること
- iv. 第三者に対して、試用版がインストールされたコンピュータを有償譲渡、無償譲渡、有償貸与、無償貸与、又はリースすること、及びその他正当でない第三者に試用版がインストールされたコンピュータを使用させること
- v. 第三者に対して、試用版を使用したサービスを提供すること
- vi. 本契約に基づきお客様に与えられた試用版ライセンス数を超えて試用版を使用すること
- vii. 試用版に付された著作権、商標、特許その他全ての知的財産権に関する表示を削除又は変更すること
- viii. 本契約終了後に試用版の再使用を試みること

C. 試用版の保証排除

本契約第IX条（保証排除）に定めるほか、試用版の使用について、当社及びShinobi USA並びにこれらの供給者、販売店、及び代理店は、明示的及び黙示的を問わず、一切の保証及び補償を行いません。また、当社及びShinobi USA並びにこれらの供給者、販売店、及び代理店は、試用版に関するサポート提供その他のサービスを行うものではありません。試用版は「現状有姿」で提供されるものです。

D. 試用版・アンインストールに伴う責任制限

試用期間の満了に伴い、試用版は自動的にアンインストールされます。自動アンインストール後又はお客様によるアンインストール後は、暗号済ファイルを復号することはできません。自動アンインストール又はお客様によるアンインストールによるデータ消失又は復号不能から生じる予期せぬ事態について、事前に復号しバックアップを採る等してデータを保全する責任はお客様にあります。第X条（責任制限）に定める他、当社及びShinobi USA並びにこれらの供給者、販売店、及び代理店は自動アンインストール及びお客様によるアンインストールから生じる人損並びに付随的、特別、間接的、及び結果的損害その他いかなる責任も負わないものとします。

V. 本ソフトウェアの制限事項

明示的に許可される場合を除き、当社の書面による事前同意なくして、お客様は、以下に定める行為を行う、指示する、又は許可することを行ってはなりません。

- i. 本ソフトウェアの全体又は一部について、形式を問わず、本契約第II条（ライセンスと使用）で許諾された目的及び態様を超えて複製すること
- ii. 本ソフトウェアの全体又は一部について、具体的方法如何を問わず、修正、改造、改変、分析、リバースエンジニアリング、リバースコンパイル、分解又は逆行分析、及び派生物創作を行うこと
- iii. 第三者に対して、本ソフトウェアをサブライセンス、有償譲渡、無償譲渡、配布、有償貸与、無償貸与、又はリースすること、及びその他正当でない第三者に本ソフトウェアを使用させること
- iv. 第三者に対して、本ソフトウェアがインストールされたコンピュータを有償譲渡、無償譲渡、有償貸与、無償貸与、又はリースすること、及びその他正当でない第三者に本ソフトウェアがインストールされたコンピュータを使用させること
- v. 第三者に対して、本ソフトウェアを使用したサービスを提供すること
- vi. 本契約に基づきお客様に与えられたライセンス数を超えて本ソフトウェアを使用すること
- vii. 本ソフトウェアに付された著作権、商標、特許その他全ての知的財産権に関する表示を削除又は変更すること
- viii. 本契約終了後に本ソフトウェアの使用継続又は再使用を試みること

VI. 輸出管理規制の遵守、暗号製品の使用に関する表明

A. 輸出管理規制の遵守

お客様は、本ソフトウェア及び試用版の使用に関連する全ての条約、法律、及び規則を遵守しなければなりません。これら遵守範囲を制限することなく、本ソフトウェア及び試用版は、米国並びにその他の国及び地域の法律及び／又は規則の下で輸出管理規制及び経済制裁規制の対象となり得ます。お客様は、米国商務省から必要な許可又は免許を取得する等、米国並びにその他の国及び地域の法律及び規則の輸出要件の全てに従うことなく、直接と間接を問わず、本ソフトウェア及び試用版を輸出、再輸出、転用、輸送、電子送信、開示その他提供してはなりません。本ソフトウェア及び試用版が米国並びにその他の国及び地域の適用され得る法律又は規則の下で輸出管理規制及び／又は経済制裁規制の対象となる限りで、お客様は、当該規制対象国の居住者でないこと、当該規制対象国に位置しないこと、及び当該規制対象国の法律に基づいて組織されたものでないこと、米国財務省（U.S. Department of the Treasury）のSDN リスト（Specially Designated Nationals and Blocked Persons List）及びFSE リスト（Foreign Sanctions Evaders List）並びに米国商務省（US Department of Commerce）のDP リスト（Denied Persons List）、Entity リスト、及びUnverified リストに掲載されていないこと、その他適用される法律及び規則の下で本ソフトウェア及び試用版の受領を禁止されていないことを表明するものとします。

B. 暗号製品の使用に関する表明

本ソフトウェア及び試用版は、その機能の一部として、データの暗号化機能を有しています。国又は地域により、当該国又は地域の外で製造された暗号製品の使用禁止、製造地如何にかかわらず暗号製品の使用に関する許可の要求その他暗号製品の使用に関する規制を設けている場合があります。お客様は、本ソフトウェア及び試用版を使用するお客様の国又は地域において、本ソフトウェア及び試用版を輸入、購入その他の方法によって入手すること並びに当該国又は地域内で使用することについて、暗号製品の使用等に関する法律及び規則に違反しないことを表明するものとします。さらに、お客様が本ソフトウェア若しくは試用版又は本ソフトウェア若しくは試用版がインストールされたコンピュータを国外に持ち出す場合、当該持出先の国及び／又は地域における暗号製品に関する規制遵守について、お客様がその責任を負うものとします。

VII. 知的財産権その他の権利の帰属

本ソフトウェア及び試用版並びにそれらの全ての複製、改良、拡張、修正、及び派生物の権原、所有権その他全ての権利並びにそれらの著作権、商標、営業秘密、特許その他全ての知的財産権は当社に帰属します。お客様は、本ソフトウェア及び試用版について、本契約で明示的に付与されたライセンス又は試用版ライセンスに限り認められ、黙示的等いかなる方法をもってしても、その他の権利は認められません。お客様は、本ソフトウェア又は試用版についてライセンス又は試用版ライセンスを付与されるのであって本ソフトウェア又は試用版を有償又は無償で譲り受けるものではないこと並びに本ソフトウェア及び試用版をインストールし使用することは当社からのライセンス及び試用版ライセンスによってのみ認められることについて認め同意するものとします。お客様に明示的に付与された権利以外の全ての権利は当社に帰属します。本ソフトウェア及び試用版並びにそれらの全ての複製、改良、拡張、修正、及び派生物に関するお客様の権利の範囲について不明瞭な場合は、当社に有利な方向で解釈及び解決されるものとします。

VIII. 情報取得等に関する同意

A. 本ソフトウェア及び試用版における情報取得等

当社は、(i) 本ソフトウェア（セキュリティプラットフォーム サーバ クライアント ディフェンスオプション）及び試用版（セキュリティプラットフォーム サーバ クライアント ディフェンスオプション）の自動送信機能を通じて送信される、本ソフトウェア及び試用版の警告パネルに関する情報、及び(ii) 当社製品の分析又は機能向上に使用されるその他の情報を含む、診断、技術、及び使用感に関

する情報について、取得、保持、処理及び使用することがあります。当社は、これらの情報をお客様の個人情報と結びつけることはしません。当社は、本条 A 項に従い取得する情報について、本ソフトウェア及び試用版の機能向上、セキュリティリスク警告の提供、及び統計データの編集のために使用します。お客様は、当社がこれら目的のために前記情報を取得、保持、処理、及び使用することに許可を与え、同意するものとします。

B. 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）一般

お客様は、本条 A 項に定めるほか、個人情報保護方針に従い、当社がお客様の情報を取得、保持、処理、及び使用する場合があり得ることについて、許可を与え、同意するものとします。当社個人情報保護方針は、当社ウェブページでご覧頂けます（日本語版：<https://www.hummingheads.co.jp/company/privacy.html>。英語版：https://www.hummingheads.co.jp/english/terms-policies/eng_privacypolicy.pdf。ただし、当社裁量により掲載アドレスが変更され得ます。）。

IX 保証排除

お客様は、本ソフトウェア及び試用版を通じてアクセスされる又は実施される本ソフトウェア、試用版、及びサービスの使用について、お客様の単独の危険で行うこと並びに品質、パフォーマンス、正確性、及び効果に関する全ての危険はお客様に帰属することについて、適用法上許される限りにおいて、これを認め、同意するものとします。

適用法上許容される最大限の範囲内で、本ソフトウェア及び試用版は、保証なしかつ欠陥を含んだ「現状有姿」で提供されるものとし、当社は、本ソフトウェア及び試用版について、商品性、品質の満足性、特定の目的への適合性、正確性、平穏享有、及び第三者の権利の侵害がないことに関して、黙示保証を含む、明示、黙示、及び法定全ての保証を排除します。

当社は、本ソフトウェア及び試用版に含まれる機能並びにそれらによって実施又は提供されるサービスがお客様の仕様に合致すること、本ソフトウェア及び試用版の操作が中断されないこと並びにエラーが存在しないこと、本ソフトウェア及び試用版が第三者のソフトウェア、アプリケーション、及びサービスと整合すること並びにそれら第三者のソフトウェア等と共に機能すること、並びに本ソフトウェア及び試用版の欠陥が修正されること、の夫々について、お客様による本ソフトウェア及び試用版の使用妨害とならないことを保証しません。本ソフトウェア及び試用版のインストールは、第三者のソフトウェア若しくはアプリケーション又は第三者が提供するサービスの使用に影響を与えることがあります。

お客様は、さらに、本ソフトウェア及び試用版は、原子力施設、航空ナビゲーション若しくは航空通信システム、航空交通管制、生命維持、及び武器システムを含む、本ソフトウェア及び試用版により提供される内容、データ、及び情報における遅延、エラー、又は不正確性が人の死、傷害、又は重大な人体若しくは環境損害を引き起こすような状況及び環境での使用は意図されておらず、また適さないことについて認めるものとします。

当社及び Shinobi USA 並びにそれらの供給者、販売店及び代理店が口頭又は書面で提供する情報又はアドバイスは何らの保証を生じさせるものではありません。本ソフトウェア又は試用版の欠陥が証明された場合、必要サービス、修理、又は修正に要する全ての費用は、お客様が負担するものとします。

X 責任制限

A. 責任制限一般

お客様は、本ソフトウェア及び試用版は、複雑なものであり、何らかのバグ及び／又はセキュリティホールを有している可能性があることを認めます。お客様は、本ソフトウェア及び試用版のインストール後は、自らの費用において、適切なシステム構築及びデータのバックアップを行う等して、本ソフトウェア及び試用版並びにお客様のデータ、ネットワークその他システムの管理及び保全を行う責任があることを認め、同意するものとします。当社及び Shinobi USA 並びにそれらの供給者、販売店及び代理店は、お客様が当該管理又は保全を怠ったことによりお客様その他に生じた損害について、

損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。

適用法上禁止されない範囲内において、当社及び **Shinobi USA** 並びにそれらの供給者、販売店及び代理店は、本ソフトウェア、試用版、若しくはサービス又は本ソフトウェア、試用版、若しくはサービスに関連して使用される第三者のソフトウェア若しくはアプリケーションについて、お客様の使用又は使用できないことに起因又は関連してお客様に生じる、代替品又は代用品の入手及びサービスに要する費用、逸失利益損害、データ損壊若しくは消失、データ若しくは情報の発受信の失敗、事業中断、及びその他商業的損害若しくは損失を含むがこれらに限られない人損並びに付随的、特別、間接的、及び結果的損害について、仮に当社又は **Shinobi USA** が当該損害発生の可能性について知らされていた場合であっても、責任理論（契約、不法行為、その他）如何に関わらず、いかなる責任も負わないものとします。

B. ワークスペースフォルダ - データ削除に関する責任制限

本ソフトウェア及び試用版においてワークスペースフォルダ機能が搭載されている場合、その機能の一部として、ワークスペースフォルダに保存されたデータについて、お客様の設定に従い、所定の日時その他の指定条件において自動的に削除する機能（以下「WF 自動削除機能」といいます。）及び指定クライアントのワークスペースフォルダ自体について、本ソフトウェアのサーバからの命令により削除する機能（以下「盗難紛失対策機能」といいます。）を有しています。WF 自動削除機能によって削除されたデータ及び盗難紛失対策機能によって削除されたワークスペースフォルダ（そこに保存されたデータを含む）は、削除後の操作によって復元することができません。お客様は、(i) 所定のワークスペースフォルダに保存されたデータについて、WF 自動削除機能により自動削除されること、(ii) ワークスペースフォルダ自体（そこに保存されたデータを含む）について、盗難紛失対策機能の実行によりサーバからの命令により削除され得ること、及び (iii) 前記 (i) 又は (ii) により削除されたデータ及びワークスペースフォルダ（そこに保存されたデータを含む）が事後的に復元できないことについて、了承し、同意するものとします。お客様は、ワークスペースフォルダをご使用になる場合は、適切な設定（ワークスペースフォルダ機能の有効無効設定、ワークスペースフォルダ機能を有効化する対象クライアントコンピュータの選定及び管理に関する設定、保存ファイルの自動削除に関する日時等の設定、盗難紛失対策の設定その他これらに限られないワークスペースフォルダ機能に関連する全ての設定を含む。）、設定管理、削除対象となるデータの保全（バックアップ保存、削除対象とならないストレージ等への移動その他これらに限られない全てのデータ保全操作を含む。）、及びその他お客様の意図に反するデータ削除からデータを守るために必要な施策について、これを自らの責任において適切に行うことを了解し、同意するものとします。

本条 A 項（責任制限一般）に定めるほか、当社及び **Shinobi USA** 並びにそれらの供給者、販売店及び代理店は、WF 自動削除機能及び／又は盗難紛失対策機能によりデータが削除されること、その他お客様が本項に定める前記設定、設定管理、及び／又はデータ保全等に関する責任を怠ったことに起因して生じ得る損害について、責任理論（契約、不法行為、その他）如何に関わらず、いかなる責任も負わないものとします。

C. 責任の上限

何らかの理由により、本契約に定める保証排除、責任制限その他の規定が裁判所により無効とされ、当社又は **Shinobi USA** が、本契約の条項に従い制限又は排除されるべき損失又は損害について有責と判断された場合であっても、当社及び **Shinobi USA** 並びにそれらの供給者、販売店及び代理店が本契約の下で負う全責任は、契約責任、不法行為責任その他請求原因如何にかかわらず、いかなる場合であってもお客様が本ソフトウェアの購入に支払った購入代金を上限とします。

XI. 保守サービス

お客様が本ソフトウェアを期限付きライセンス形式で購入した場合、当社は当該お客様に対して、当該お客様による別途「SeP テクニカルサポートサービス契約申込書」（以下「保守契約申込書」といいます。）の提出及び記載事項の遵守を条件として、本契約期間中に限り、保守契約申込書の提供条件に記載されるサービスを提供するものとします。

XII. 契約期間と契約終了

本契約は、(i) ライセンス期間若しくは試用期間の満了又は (ii) 本契約が終了されるまでのいずれか早い方まで効力を有します。お客様が本契約の一つ以上の条項に違反した場合、当社はお客様に予告なく本契約によりお客様に与えられた権利のはく奪又は本契約の終了を行うことができるものとします。本契約終了にあたり、お客様は直ちに、本ソフトウェア及び試用版の使用を止め、本ソフトウェア及び試用版の原本を当社に返却し、複製をお客様の負担で処分しなければなりません。

XIII. 残存条項

第 I 条 (本ソフトウェア、アップデート/アップグレード)、第 IV 条 B 項 (試用版の制限事項)、第 IV 条 C 項 (試用版の保証排除)、第 IV 条 D 項 (試用版・アンインストールに伴う責任制限)、第 V 条 (本ソフトウェアの制限事項)、第 VI 条 (輸出管理規制の遵守、暗号製品の使用に関する表明)、第 VII 条 (知的財産権その他の権利の帰属)、第 IX 条 (保証排除)、第 X 条 (責任制限)、第 XIII 条 (残存条項)、第 XIV 条 (適用法の遵守)、及び第 XV 条 (一般条項) は、本契約の終了に関わらず効力を有します。

XIV. 適用法の遵守

お客様による本ソフトウェア及び試用版の使用に関連して、お客様に適用される全ての条約、法律、規則を遵守する責任は、お客様にのみ帰属します。これら遵守範囲を制限することなく、お客様は、本ソフトウェア及び試用版について、ミサイル、核兵器、化学兵器、及び生物兵器の開発、設計、製造及び生産を含む、米国法並びにその他の国及び地域の適用法により禁じられているいかなる行為にも使用しないことに同意するものとします。

XV. 一般条項

A. 本契約の完全性

本契約は当事者の合意内容の全てを含んでおり、ライセンス又は試用版ライセンスが与えられた本ソフトウェア又は試用版の使用に関する本契約成立前になされた全ての合意及び契約を無効とします。

B. 本契約の変更

お客様による本契約への加筆及び訂正は、当社により署名された書面なき限り効力を有しません。当社は、お客様への事前通知及び法的責任なしに、本ソフトウェア及び/又は試用版に適用される本契約の内容をいつでも追加、変更、又は削除できるものとします。かかる追加、変更、及び削除は、当社ウェブページ (<https://www.hummingheads.co.jp/>。ただし、当社裁量により掲載アドレスが変更され得ます。) に掲載されると同時に適用されるものとします。お客様は、前記ウェブページ掲載後に本ソフトウェア又は試用版を継続して使用することにより、当該追加、変更、及び削除を認めたものとします。

C. 見出し

本契約の見出しはあくまで本契約の便宜のために付されるものであり、それぞれに該当する本文の内容、意図、及び意味に一切の影響力を及ぼしません。

D. 本契約の日本語版と英語版

本契約の日本語版と英語版との間で矛盾が存在する場合、お客様が (i) 本ソフトウェア又は試用版の日本語版を選択した場合は、本契約の日本語版が適用され、(ii) 本ソフトウェア又は試用版の英語版を選択した場合は、本契約の英語版が適用されるものとします。

E. 譲渡禁止

お客様は、本契約及び本契約に基づく一切の権利について、当社の単独及び完全裁量でなされる当社

の書面による事前同意なしに、全部と一部とを問わず、株式譲渡又は財産譲渡、合併、支配権の変更並びに契約上及び法律上その他の効果によって譲渡してはなりません。お客様が行う前記同意によらない譲渡は無効とします。

F. 権利不放棄

本契約のいかなる文言及び条項は、それらの放棄を主張される当事者の書面による署名なき限り、当該当事者が放棄したものとみなされず、当該当事者が相手方の契約違反を免除するものでもありません。本契約における違反又は不履行に対する明示的又は黙示的な権利放棄は、その他の、別個の、又は派生する違反及び不履行についてまで及ぶものではありません。

G. 準拠法及び分離可能性

本契約は、抵触法の定めを除外し、(i) お客様が本ソフトウェア又は試用版を米国以外の国又は地域で購入、借り受けその他の方法により入手した場合は日本法を準拠法とし、(ii) 米国で購入、借り受けその他の方法により入手した場合は米国ワシントン州の法律を準拠法とします。本契約には、国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用されないものとし、その適用は明示的に除外されます。何らかの理由に基づき、本契約のいずれかの条項又はその一部が裁判所により不適法又は適用不可と判断された場合、当該条項は許容される限度で適用され、本契約の残存部分は効力を有するものとし、

H. 裁判管轄

全ての当事者は、本契約に関する又は本契約から生じる全ての訴訟、請求、及び紛争の第一審専属管轄裁判所を (i) 第 XV 条 G 項により日本の法律が準拠法と定められた場合は東京地方裁判所 (ii) 同項により米国ワシントン州の法律が準拠法と定められた場合は米国ワシントン州キング群下級裁判所 (King County Superior Court) とすることに合意するものとし、

「ハミングヘッズ」及び「ハミングヘッズセキュリティプラットフォーム」は、ハミングヘッズ株式会社の登録商標です。

「セキュリティプラットフォーム」の著作権その他一切の知的財産権は、ハミングヘッズ株式会社に帰属します。

「Shinobi Defense System」「Evolution DLP」「DeepWhite」は、Shinobi USA, Inc. 又はハミングヘッズ株式会社の商標です。

最終改訂: 2020 年 7 月 (Last Revised: July 2020)